

新規就農者向けパンフレット

トマトやメロンなどの野菜で
農業をはじめませんか

北海道和寒町で野菜作りの就農を応援します！

北海道 和寒町



和寒町での就農への道のり

まずは就農相談

☎0165-32-2010

✉ nousoujyuku@town.wassamu.hokkaido.jp

和寒町地域担い手育成センター（農業活性化センター農想塾）

※就農相談の総合窓口です。電話、メール、直接お越しいただいた際の相談も受付しております。お気軽にご相談ください。

おためし農業体験 2泊3日でのおためし農業体験

就農相談の内容に応じて、実際の研修に向けて農業活性化センター農想塾や農業者の圃場でのおためし農業体験ができます。

※参加費+宿泊代は無償です。但し、和寒町までの旅費は参加者負担となります。

インターン制度 2週間から3ヶ月間で農業体験

但し、地域おこし協力隊の地域要件に該当する方のみ

就農相談の内容に応じて、実際の研修に向けて農業活性化センター農想塾や農業者の圃場でのおためし農業体験ができます。

※報酬は日額10,000円で宿泊代は無償です。但し、滞在期間中の食費や光熱水費は参加者負担となります。また、町内での移動は自家用車を利用させていただきます。

地域おこし協力隊
地域要件該当のみ

就農研修ライン 施設園芸による就農研修

但し、地域おこし協力隊の地域要件に該当する方のみ

農業活性化センター農想塾の研修プログラムを実践します。

○作目：施設野菜・花卉など

○1年目：農業活性化センター農想塾で

○2～3年目：農業活性化センター農想塾+受入農業者+各種研修機関で研修

地域おこし協力隊
地域要件該当のみ

経営継承ライン 経営移譲希望農業者での就農研修

但し、地域おこし協力隊の地域要件に該当する方のみ

事前体験（1～6週間）→研修・継承内容の協議→覚書の締結→実践研修（6ヶ月～3年間）
→経営継承合意書により農地や機械施設などを継承します。

地域おこし協力隊
地域要件該当のみ

農業者研修ライン 受入農業者での就農研修

受入希望農業者での就農研修（2年間）を実践します。研修後は、受入農業者への雇用就農を基本としながらも、希望により独立就農をめざします。

就農準備資金

生活支援

受入農家支援

雇用就農ライン 受入農業者での雇用就農

受入希望農業者と雇用契約を締結し雇用就農をめざします。雇用就農後、希望により独立就農をめざします。

雇用就農資金

生活支援

独立就農または雇用就農

独立就農をめざす場合は、担い手育成支援チーム（町、農業委員会、農協、普及センター、指導農業士等）の支援を受けながら、青年等就農計画認定をめざします。その後、独立就農をスタート！

経営開始資金

経営発展支援

就農奨励補助 他

実践的農業研修

国や和寒町での支援体制

[国] の支援

[国] 就農準備資金

資金の用途の制限はありませんが、できる限り将来への営農資金に備えることをおすすめしています。

月額12.5万円×12月=150万円/年
150万円/年×2年間=300万円

夫婦二人の場合は

月額25万円×12月=300万円/年
300万円/年×2年間=600万円

[国] 経営開始資金

独立就農後に青年等就農計画の達成に向けて、必要な資金が支給されます。

月額12.5万円×12月=150万円/年
150万円/年×3年間=450万円

夫婦二人の場合は

月額18.75万円×12月=225万円/年
225万円/年×3年間=675万円

[国] 雇用就農資金

この資金は農業法人等に支給される資金です。新規就農者は法人等との雇用契約により賃金が支給されます。

月額5万円×12月=60万円/年
60万円/年×4年間=240万円

受入農業者への支援となります。

[国] 経営発展支援

独立就農後に機械施設等の導入に対して事業費の3/4を支援する事業

事業費 500万円×3/4=375万円 (上限)

夫婦二人の場合は

事業費 750万円×3/4=562.5万円 (上限)

[国&町] 経営継承・発展

先代事業者より経営移譲を受けた後継者に経営発展計画に基づく取り組みを支援

事業費 200万円×1/2=100万円 (上限)

経営移譲農業者から移譲を受けた場合のみ。

※詳細の要件は農林水産省のホームページをご確認ください。

[町] の支援

[町] 就農奨励補助

新規就農者が就農後、経過年数に応じてそれぞれ補助金を受けることができます。

就農した場合 50万円
就農後1年経過後 30万円
就農後2年経過後 10万円
就農後3年経過後 10万円 計100万円

[町] 新規参入農業者促進補助

新規就農者が就農後、農地の購入賃貸費の一部や固定資産税を一定期間全額補助を受けることができます。

[売買] 田15,000円/10a
畑5,000円/10a
[賃貸] 賃貸料の1/2補助 (5年間)
[固定資産税] 3年間全額補助

次頁に続く

[町] 生活支援補助

実践的農業研修の期間中、家賃の一部及び上下水道料の基本料金の全額補助を受けられます。

家賃 2年間**全額補助** (上限20,000円/月)
上下水道の基本料金 2年間**全額補助**

[町] 受入農家支援補助

実践的農業研修（雇用就農含む）を受け入れる農業者及び法人等に対し補助を行っています。

受入農家支援 **30,000円/月** 2年間

和寒町での宿泊先

農林業定住促進施設



農業経営に従事しようとする方が、一定期間、生活の拠点として滞在できる施設です

- コンクリートブロック造平屋建
- 床面積 115.2m² 1LDK
- 平成25年10月完成
- 滞在期間 最大3年間

農業体験や農業研修期間中の宿泊先

ふれ愛の里



新規就農希望者の方に農村体験をより快適に過ごしていただくために設置した施設で、5部屋の個室と談話室が用意されています。

- 床面積 29.16m² 1LDK
- 平成9年完成

※就農開始後の住宅は空き家や公営住宅など町で斡旋します。

和寒町での暮らし

和寒町の概要

- 人口 3,006人 (R4年12月末)
- 世帯数 1,530戸

医療・福祉

- 和寒町立診療所
- 保健福祉センター
- 保育所
- こども館 など

教育

- 小・中学校
- 図書館
- スキー場
- 総合体育館 など

子育て世代を応援します

- 結婚のお祝い5万円
- 赤ちゃん誕生おめでとう10万円
- 子育て環境の充実
 - ・健康管理～赤ちゃん健診、離乳食教室等
 - ・任意予防接種助成～各種予防接種の補助
- 和寒町保育所の利用料無料
- 学校給食費を3割軽減
- 0歳から高校生までの医療費無料
- 高校通学費5割補助
- 中学生の海外修学旅行

応募・問い合わせ先

和寒町地域担い手育成センター ☎0165-32-2010

mail nousoujyuku@town.wassamu.hokkaido.jp

〒098-0101 北海道上川郡和寒町字日ノ出4番地



北海道 和寒町

トマトやメロンなどの野菜で
農業をはじめませんか



地域おこし協力隊 募集 農業支援員 応募受付中

活動内容

- ①農業研修を通じた栽培技術や経営ノウハウの修得など就農準備に関する活動
- ②地域行事やイベント等に関する活動
- ③ブログ等による地域情報発信活動
- ④各種研修会への参加
- ⑤その他まちの発展に貢献する活動

活動拠点

北海道上川郡和寒町（住宅は無償）



報酬等

月額
200,000円

自動車
借上料
15,000円

住宅料
無償

国保料
年金保険料
半額相当

配偶者
加算
20,000円

応募・問い合わせ先

和寒町地域担い手育成センター
（農業活性化センター農想塾）

☎0165-32-2010

mail

nousoujyuku@town.wassamu.hokkaido.jp

〒098-0101

北海道上川郡和寒町字日ノ出4番地

○農業体験制度（2泊3日）

参加費：無償（宿泊代含む）※和寒町までの旅費は参加者負担

○インターン制度（2週間～3ヶ月）

報酬：日額10,000円＋宿泊代無償 ※光熱水費は参加者負担



地域おこし協力隊（農業支援員）

応募方法



- ①応募用紙
- ②住民票
- ③レポート

応募用紙：指定の応募用紙に記入してください。

住民票：住所地がわかるよう住民票を提出ください。

レポート：農業をはじめたい理由など、1,000字程度のレポートを記入

①②③を応募先の住所に郵送ください。応募締切終了後、結果を文書等でお知らせします。



面接

書類選考通過者を対象に、面接による審査を行います。面接はオンラインによる審査、または面接会場（和寒町）での面接を基本とします。

※面接に伴う交通費等は応募者負担とします。

※必要に応じて健康診断書の提出を求められる場合があります。



合否判定

書類審査結果を後日文書等でお知らせします。



募集要領

< 募集人員 >

2名以内（夫婦等1組）

※独立就農をめざす場合は、配偶者を有するなど共同経営者となるパートナーを有することが望ましいですが、単身での応募も可能です。

< 募集条件 >

次のいずれにも該当する方が対象となります。

①年齢が20歳以上おおむね40歳以下の方

②現在、都市地域（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）又は政令指定都市に在住しており、地域おこし協力隊に委嘱後、和寒町に移住できる方（住民票の異動が伴います）

③農業に精通し又は興味があり、任期終了後に定住し、独立就農又は町内農業法人等への雇用就農をめざす方。なお、施設園芸を主体とした作目（第三者経営継承による就農の場合は、経営移譲者の作目）での就農が基本となります。

④普通自動車運転免許を有し、自動車を持参できる方

⑤パソコンの操作（ワード、エクセル等）ができる方

⑥心身ともに健康で、熱意を持って活動できる方

⑦地域行事や共同作業に積極的に参加し、住民と信頼関係を構築できる方

< 任期 >

①委嘱日から1年間（最長3年間）

②和寒町長が委嘱し、雇用契約の締結はありません。また、活動状況の評価を行い、最長3年間、1年単位で任期の延長が可能です。

< 報酬等 >

①報酬：月額200,000円

※夫婦ともに委嘱する場合は1組で合計400,000円が支給されます。ただし、②の配偶者加算は支給対象外です。

②配偶者加算：月額20,000円

※同居する配偶者がある場合に加算します。ただし、配偶者が地域おこし協力隊員、または公務員等の職員である場合、あるいはそれと同等以上の収入があると認められる場合は支給しない場合があります。

< 住居等 >

①任期中の住居費は和寒町が負担します（光熱水費は自己負担）。なお、夫婦等は同居を要件とします。

②地域活動に必要な自家用車を使用した場合、月額15,000円を支給します。

③活動に必要な研修費用の助成及び作業着等の現物を提供します。

< 活動時間 >

1日8時間、週40時間が基本となりますが、農繁期は1日の活動時間を延長したり、休日に活動する場合があります。その分は農閑期に休日を多くするなどして、年間を通して所定の活動時間となるよう調整します。なお、隊員は、町と雇用契約のない個人事業主のため、超過勤務手当や休日勤務手当等は支給されません。

※募集要領及び応募用紙等の詳細は和寒町ホームページでご確認ください。

